

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

各都道府県におけるドクターヘリの安全運航体制の再確認等について

平素より、医療行政の推進にご尽力いただき御礼申し上げます。

令和 7 年 4 月 6 日に、長崎県の対馬空港から福岡県の福岡和白病院へ向かっていた医療搬送用のヘリコプターが消息不明となり、関係機関による搜索救難の結果、海上で当該機が発見される事案が発生いたしました。当該事案の原因等については、運輸安全委員会において調査が行われると承知しており、引き続き、関係省庁において必要な連携を行うこととしています。

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。）の運航については、これまで「航空法施行規則第 176 条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成 25 年 11 月 29 日付け医政指発 1129 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）及び「ドクターヘリの安全運航のための取組について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政地発 0725 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、ドクターヘリの安全な運航に向けて、ドクターヘリ始業時に確認すべき安全に関する項目の確認や飛行前点検の実施等の適切な対応をお願いしてきたところです。

つきまして、貴部（局）におかれては、これらの通知の趣旨等を踏まえ、ドクターヘリ導入促進事業の対象となるヘリコプターであるか否かにかかわらず、ドクターヘリを運航する医療機関、消防機関、運航会社等に対して、これらの通知の内容を周知するとともに、安全な運航に向けた対応の再確認・徹底を求めているようをお願いいたします。